

冷凍空調規格委員会
平成 27 年度 第 1 回 冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事録

1. 日 時 : 平成 27 年 10 月 28 日(水) 14:00～16:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 3 会議室
3. 出 席 : 委員 : 福田主査、辻副主査、松浦、小石川、澤柳、坂口、新、
甲斐、桐生
KHK : 國友、飯沼、藤井、鈴木
4. 配付資料 :
 - 資料 1 冷凍空調装置の施設基準検討分科会委員名簿
 - 資料 2 平成 25 年度 第 4 回 冷凍空調装置の施設基準検討分科会 議事録
 - 資料 3 冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1、2、3 (2011)) の見直しについて
 - 資料 4 冷凍保安規則、同関係例示基準及び通達との整合を図ること等について (案)
 - 資料 5 冷媒ガスの加害性の削除について (案)
 - 資料 6 加害性の区分及び限界濃度の参考 ppm の削除について (案)
 - 資料 7 KHKS 0302-3 を [可燃性ガスの施設編] とすることについて (案)
 - 資料 8 冷凍空調装置の施設基準 (KHKS0302-1～3 (2011)・KHKS0302-4 (2015)) 一覧表
 - 参考資料 産業構造審議会 保安分科会 高圧ガス小委員会 (第 7 回) - 配布資料
 - 資料 5-3 冷凍設備における新しい冷媒の扱いに係る検討状況について(案)
5. 定足数報告
事務局から、委員出席者数は 9 名であり、規格委員会規程第 1 4 条第 1 項に定める定足数を満足する旨の報告があった。
6. 副主査指名
福田主査から規格委員会規程第 1 6 条第 6 項に基づき、辻委員が副主査に指名された。
7. 議 事
 - (1) 冷凍空調装置の施設基準の見直しについて
事務局から資料 3 に基づき、冷凍空調装置の施設基準(KHKS 0302-1、2、3 (2011)) の見直しに関して、規格の概要及び今後の進め方について説明があった。

1) 冷凍保安規則等との整合性について

事務局から資料4に基づき説明の後、次の質疑応答があった。

- ・ 冷凍保安規則等との整合を図ることについて、同規則等の規定を上回ることは許容されるとの認識でよいか。

→ 本基準は自主基準であるため、より安全側になることは問題ないと考える。

ただし、法令の規定と矛盾のないように整合を図る必要はある。

この後、全員一致で議決された。

2) 「冷媒ガスの加害性」を削除することについて

事務局から資料5に基づき説明があり、以下の審議があった。

「冷媒ガスの加害性」については、本文から削除することとするが、解説(改正の経緯等の項目)に国際的な位置付けについて記述することとした。

この後、全員一致で議決された。

3) 加害性の区分及び限界濃度の参考 ppm を削除することについて

事務局から資料6に基づき説明があり、以下の審議があった。

表2から加害性の区分は削除することとした。

限界濃度の参考 ppm については、冷媒ガス漏えい検知警報設備と連動して機械換気装置を設ける際に使用しているため、現行どおり引き続き記載することとした。

なお、R23 及び R410A の限界濃度については、最新の ISO 規格ではなく、労働安全衛生法の酸素濃度 18% から逆算した現行基準の数値を採用することとし、KHKS0302-1 の表 2 の備考 2 及び 3 を、KHKS0302-2 の表 2 の備考 1、3 及び 4 を記述することとした。

この後、全員一致で議決された。

4) KHKS 0302-3 のタイトルを「可燃性ガスの施設編」とすることについて

事務局から資料7に基づき説明の後、次の質疑応答があった。

- ・ 「可燃性ガス(微燃性のものを含む)の施設編」を「可燃性ガス(不活性ガス以外のフルオロカーボンのものを含む)の施設編」としてはどうか。

→ 不活性ガス以外のフルオロカーボンの冷媒ガスは R 3 2 に限らず、冷

凍保安規則に掲名されている以外の多岐にわたるため、本基準で全ての基準を網羅できるかの検証が必要となる。

- ・「微燃性のものを含む」を削除すると、R32は、経済産業省委託事業「冷凍機等への可燃性冷媒再充填の安全性評価」にあるように、フルオロカーボンの施設編の対象となるのか。

→ 平成27年度は、R32を不活性ガスに位置付けることを検討することとしており、現時点でどのような扱いになるか不明である。

- ・今回の改正は、委託事業の結論をもとに検討を行うこととなるのか。

→ 委託事業の成果を省令に反映させる場合、省令改正に至るまでは、相応の時間がかかると予想されるため、難しいと考える。

- ・R32はどの基準を拠り所とすることとなるのか。

→ 現状の可燃性ガスの施設編を適用することで問題ないと考える。

- ・可燃性ガスを販売するにあたっては、販売主任者が必要となるので、この検討も加えてもらいたい。

→ 販売主任者は、冷媒ガスを販売する際の資格者であり、施設基準に盛り込む内容ではないと考える。

この後、R32の扱いを含め「微燃性のものを含む」を削除することについて保留することとした。

なお、KHKS0302-3の表2の備考2及び3を記述することとした。

(2) その他

1) 次の質疑応答があった。

- ・フルオロカーボンの施設編は、冷凍能力20ト未満と20ト以上の2分冊としているが、合本としてよいのではないか。

→ 20ト未満のその他製造者に第一種製造者と同等の基準として扱うのは無理があるので、これまでの分冊が好ましいとの意見があった。

2) 次回予定

次回分科会を平成 28 年 1 月 25 日 (月) 13:30 から開催することとし、1 1 月末日までに各委員から改正案に係る意見をいただき、改正案を提示することとなった。

以上